

○大府市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の計画的な経営発展を支援し、効率的かつ安定的な農業経営の育成により地域農業の発展を図るため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。）の認定を受けた農業者が借り入れた資金に対し、予算の範囲内において交付する大府市農業経営基盤強化資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大府市に住所を有し、かつ、大府市特別融資制度推進会議の認定を経て、農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達）第3に定める資金）を借り入れた農業者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の表の補助対象者の区分ごとに算出された額とし、予算の範囲内とする。

補助対象者の区分	補助金の額	補助対象期間
1 平成22年4月22日までに貸付決定を受けた補助対象者。ただし、農業経営基盤強化資金実施要綱第4の(2)から(4)までの適用を受けた者を除く。	補助対象者の1月1日から12月31日までの期間内に払込期日の到来した利息（遅延損害金及び違約金は含まないものとし、かつ、補助対象期間内の利息に限るものとする。）の合計額をその者の貸付利率（株式会社日本政策金融公庫がその者に貸し付けた利率をいう。以下同じ。）で除して得た額（以下「残高」という。）に、次により算出された利子補給率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。） 利子補給率＝補助対象者の貸付利率－財団法人農林水産長期金融協会の利子補給率（農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業実施要綱（平成2年3月29日付け2農経A第321号農林水産事務次官依命通知。以下「農山漁村振興対策利子助成事業実施要綱」という。）により助成される実質負担利率の軽減幅の率をいう。）－実質金利（平成22年4月1日改正前の農業経営基盤強化資金実施要綱第3の4の(3)により農林水産省経営局長から通知された実質金利をいう。）	償還終了時まで
2 平成22年4月23日から平成24年3月31日までに貸付	補助対象者の残高（個人にあつては1億円、法人にあつては3億円を上限とする。）にその者の貸付利率に1/5を乗じて得た率（その率が	貸付当初5年間

<p>決定を受けた補助対象者(平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7269号農林水産事務次官依命通知)第3又は農山漁村振興対策利子助成事業実施要綱別表3に規定する利子助成金交付を受ける者)。ただし、農業経営基盤強化資金実施要綱第4の(7)の適用を受けた者を除く。</p>	<p>0.2%を超える場合は、0.2%)を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)</p>	
--	---	--

2 市長は、補助金の額を確認するため、補助対象者の償還状況等について株式会社日本政策金融公庫及びその受託金融機関に照会することができる。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条の規定により補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書に融資機関が農業経営基盤強化資金の残高等に相違のない旨を証した利子補給計算書を添付して1月31日までに市長に提出するものとする。なお、第8条の規定により融資機関が農業者からの委任を受けてまとめて申請する場合は、利子補給明細書も添付するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付申請書を受理したときは内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付の決定を行い、速やかに農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付決定通知書を補助対象者に交付するものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第6条 規則第10条に規定する実績報告及び規則第5条に規定にする補助金の額の確定は、補助金の交付の申請及び交付の決定の通知をもってこれに代える。

(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定後、速やかに農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

(申請手続の委任)

第8条 補助金の交付を希望する農業者は、交付の申請、請求、受領及び返還に関する権限を農業経営基盤強化資金の借入申込みを行った融資機関に委任し、融資機関が農業者からの委任を受けてまとめて行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月22日から施行する。